

桑原照登編輯

現行  
違敬言罪俗解

全

明治十五年二月刊行

温古閣藏



福如



禧

淡

雲



本

特 54  
442



如 獨



暗 溪

雲



亦

特54  
442



目次

- 刑法中違警罪
- 法律の可罰罪三種中違警罪
- 拘留の處分及び其の長短
- 科料納完の期限
- 拘留科料の加減
- 違警罪再犯加等
- 違警罪未遂犯
- 違警罪陷害の爲め偽證者
- 違警罪裁判
- 廣島縣違警罪目
- 違警罪の主刑
- 科料の多寡
- 拘留科料の期滿免除
- 違警罪宥恕の得否
- 違警罪二罪俱發
- 違警罪曲庇の爲め偽證者
- 違警罪審判の手續
- 違警罪中密賣淫處分

現行違警罪俗解

桑原照登編輯

○ 刑法中違警罪

第四百二十五條 左の諸件を犯したる者の三日以上十日

以下の拘留に處し又は一圓以上一圓九十五錢以下の科料に處す

(一) 規則を遵守せしめて火薬其他破裂を可き物品を市街に運搬したる者

(二) 規則を遵守せしめて火薬其他破裂を可き物品又ハ自ら火を發せ可き物品を貯藏したる者



(三)官許を得せしめて烟火を製造し又ハ販賣したる者

(四)人家稠密の場所に於て濫りに烟火其他火器を玩そびたる者

(五)蒸氣器械其他烟筒火竈を建造修理し及び掃除する規則に違背したる者

(六)官署の督促を受けて崩壊せんとする家屋牆壁の修理を爲さざる者

(七)官許を得せしめて死屍を解剖したる者

(八)自己の所有地内に死屍あることを知て官署に申告せざ又ハ他所に移したる者

(九)人を毆打して創傷疾病に至らざる者

(十)密に賣淫を爲し又ハ其媒合容止を爲したる者

(十一)人の住居せざる家屋内に潜伏したる者

(十二)定りたる住居なく平常營生の産業をくして諸方に徘徊する者

(十三)官許の墓地外に於て私に埋葬したる者

(十四)違警罪の犯人を曲庇する爲め偽証したる者

但し被告に偽証の爲め刑を免がれたる時ハ第二百十九條の例に従ふ

第四百二十六條 左の諸件を犯したる者ハ二日以上五日



以下の拘留に處し又五十錢以上一圓五十錢以下の料に處そ

(一) 人家の近傍又山林田野に於て濫りに火を焚く者

(二) 水火其他の變に際し官吏より防禦を可きの求めを受け傍觀して之を背せざる者

(三) 不熟の藥物又腐敗したる飲食物を販賣したる者

(四) 健康を保護する爲め設けたる規則又傳染病豫防規則に違背したる者

(五) 人の通行を可き場所にある危険の井溝其他凹所に蓋又の防圍を爲さざる者

(六) 路上に於て犬其他の獸類を嚇し又驚逸せしめたる者

(七) 發狂人の看守を怠り路上に徘徊せしめたる者

(八) 狂犬猛獸等の繫鎖を怠り路上に放ちたる者

(九) 變死人の檢視を受けせして埋葬したる者

(十) 墓碑及び路上の神佛を毀損し又汚瀆したる者

(十一) 神祠佛堂其他公の建造物と汚損したる者

(十二) 公然人を罵詈訕弄したる者

但し訴へを待て其罪を論せ  
第四百二十七條 左の諸件を犯したる者の一日以上三日以下の拘留に處し又二拾錢以上壹圓二拾五錢以下の



科料に處そ

(一) 濫りに車馬を疾驅して行人の妨害を爲したる者  
(二) 制止を肯せざして人の群集したる場所に車馬を牽きたる者

(三) 夜中燈火あくして車馬を疾驅する者

(四) 木石等を道路に堆積して防圍を設けざり又の標識の點燈を怠りたる者

(五) 瓦礫を道路家屋園圃に投擲したる者

(六) 禽獸の死屍を道路に棄擲し又の取除かざる者

(七) 汚穢物を道路家屋園圃に投擲したる者

(八) 警察の規則に違背して工商の業を爲したる者

(九) 醫師穩婆事故あくして急病人の招きに応せざる者

(十) 死亡の申告を爲さざして埋葬したる者

(十一) 流言浮説を爲して人を誑惑したる者

(十二) 妄に吉凶禍福を説き又の祈禱符呪等を爲し人を惑はして利を圖る者

(十三) 私有地外へ濫りに家屋牆壁を設け又の軒櫓を出したる者

(十四) 官許を得て路傍又の河岸に床店等を開きたる者

(十五) 路上の植木市街の常燈及び厠場等を毀損したる者



(十六) 道路橋梁其他の場所に榜示したる通行禁止及び指道標の類を毀棄汚損したる者

第四百二十八條 左の諸件を犯したる者の一日の拘留に處し又ハ拾錢以上壹圓以下の科料に處す  
(一) 官署より價額を定めたる物品を定價以上に販賣したる者

(二) 渡船橋梁其他の場所に於て定價以上の通行錢を取り又ハ故なく通行を妨げたる者

(三) 渡船橋梁其他通行錢を拂ふ可き場所に於て其定價を出さざして通行したる者

(四) 路上に於て賭博に類する商業を爲したる者

(五) 官許を得ずして劇場其他觀物場を開き及び其規則に違背したる者

(六) 溝渠下水を毀損し又ハ官署の督促を受けて溝渠下水を浚ひざる者

(七) 制止を肯せずして路傍に食物其他の商品を羅列したる者

(八) 官許を得ずして獸類を官有地に放ち又ハ牧畜したる者

(九) 身體に刺文を爲し及び之を業とする者  
(十) 他人の繋ぎたる牛馬其他の獸類を解放したる者



- (十二) 他人の繋ぎたる舟筏を解放したる者
- 第四百二十九條 左の諸件を犯したる者の五錢以上五十錢以下の科料に處す
- (一) 橋梁又の堤防の害を爲る可き場所に舟筏を繋ぎたる者
- (二) 牛馬諸車其他物件を道路に横たへ又の木石薪炭等を堆積して行人の妨害を爲したる者
- (三) 車馬を並べ牽て行人の妨害を爲したる者
- (四) 水路に於て舟を並べ通船の妨害を爲したる者
- (五) 氷雪塵芥等を路上に投棄したる者
- (六) 官署の督促を受けて道路の掃除を爲さざる者

- (七) 制止を肯せずして路上に遊戯を爲し行人の妨害を爲したる者
- (八) 牛馬を牽き又の繋ぐことを忽がせにして行人の妨害を爲したる者
- (九) 出入を禁止したる場所に濫りに出入したる者
- (十) 通行禁止の榜示を犯して通行したる者
- (十一) 道路に於て放歌高聲を發して制止を肯せざる者
- (十二) 酩酊して路上に喧噪し又の酔臥したる者
- (十三) 路上の常燈を消したる者
- (十四) 人家の牆壁に貼紙及び樂書したる者



(十五) 邸宅の番號標札招牌又ハ貸家賣家の貼紙其他報告の

榜標等を毀損したる者

(十六) 他人の田野園圃に於て菜葉を採食又ハ花卉を採折

したる者

(十七) 公園の規則を犯したる者

(十八) 通路を他人の田圃を通行又ハ牛馬を牽入れたる

者

第四百三十條 前數條に記載せるの各地方の便宜によ

り定むる所の違警罪を犯したる者の其罰則に従つて處

断せ

○明治十四年十二月本縣甲第二百九十二號布達

刑法第四百三十條に依り違警罪目左之通相定來明治十

五年一月一日より施行候條此旨布達候事

違警罪目

第一條 此の規則に記載せる罪を犯したる者の一日以上

十日以下の拘留に處又ハ五錢以上壹圓九十五錢以下

の科料に處

第二條 死牛其他病死の禽獸を知り食用に販賣したる者

第三條 旅行免狀を持たざる外國人を私に止宿せしめた

る者



第四條 外國人を私に雑居せしめたる者

第五條 他人持場又ハ免許なき場所に魚籠を設けたる者

第六條 猥りに標柱に牛馬を繋ぎたる者

第七條 男にして化粧一女子にして男粧一或ハ奇怪の扮飾

を爲して醜体を露し徘徊する者

第八條 市街に於て厠場にあらざる場所に大小便を爲し

たる者

第九條 市中店先より途上ニ向ひ又ハ道路厠場外ニ於て

幼稚者ニ大小便を爲さしめたる者

第十條 市中ニ於て祖湯又ハ裸体する者

第十一條 午後十二時より午前五時まで音曲を取扱かふ

たる者

但し官許を得たるときハ此限にあらざ

第十二條 男女入込の湯を渡世する者

第十三條 人家稠密の場所に於て蓋なき糞桶を以て搬運

する者

第十四條 諸物品を強賣する者

第十五條 猥りに野犬を殺したる者

違警罪俗解畢



○刑法中違警罪に關する條款抄出

第一條 凡法律に於て罰を可き罪別て三種と爲す

(一)二の畧す (三)違警罪

第九條 左に記載したる者を以て違警罪の主刑と爲す

(一)拘留 (二)科料

第廿八條 拘留の拘留所に留置し定役に服せし其刑期の

一日以上十日以下と爲し仍ほ各本條に於て其長短を區別す

別す

第廿九條 科料の五錢以上一圓九十五錢以下と爲し仍ほ

各本條に於て其多寡を區別す

第三十條 科料の裁判確定の日より十日内に納完せしむ

若し限内納完せざる者の第二十七條の例に照し之を拘留に換ふ

第五十八條 刑の執行を遁れたる者法律に定めたる期限

を経過するに因て期滿免除を得

第五十九條 主刑の左の年限に従て期滿免除を得

(一至乃六畧之) (七)拘留科料の一年

第七十二條 拘留科料に該る者加減す可き時の禁錮罰金

の例に照し其四分の一を加減するを以て一等と爲す



違警罪の刑に加へて輕罪に入ることを得せ

但し拘留に加へて十二日に至ることを得減じて一日

以下に降すことを得せ科料に加へて二圓四十錢に至

ることを得減じて五錢以下に降すことを得せ

第八十三條 違警罪に滿十六歳以上二十歳に滿ざる者と

雖も其罪を宥恕することを得せ

第九十三條 先に違警罪の刑に處せられたる者再犯違警

罪に該る時の本刑に一等を加ふ

但し一年內再び其違警罪裁判所の管轄地内に於て犯

したる時に非ざれば再犯を以て論ぜることを得せ

第一百一條 違警罪二罪以上俱に發したる時の各其刑を科

せ若し重罪又の輕罪と俱に發したる時の一の重きに從ふ

第一百十三條 (前項の畧を) 違警罪を犯さんとして未だ遂

げざる者の其罪を論せせ

第二百十八條 刑事に關する證人として裁判所に呼出さ

れたる者被告人を曲庇する爲め事實を掩蔽して偽證を

爲したる時の左の例に照して處斷せ

(一)二の畧を(三)違警罪を曲庇する爲め偽證したる者の

違警罪の本條に依て處斷せ

第二百二十條 被告人を陷害する爲め偽證を爲したる者



左の例に照して處斷を

(一)二の零す(三)違警罪に陥らしむる爲め偽證したる者の一月以上三月以下の重禁錮に處し貳圓以上拾圓以下の罰金を附加す

○明治十四年九月太政官第四十四號布告  
違警罪の審判に關する一切の手續の治罪法に従ふべし  
と雖ども實際己むを得ざる場合に於ては當分の内便宜  
取計らひ其裁判言渡に付ては總て上訴を許さば此旨布  
告候事

○明治十四年十二月太政官第六十四號布告

密賣淫の儀の刑法第四百二十五條第十項に明文有之候へども當分の内其取締懲罰の従前の通り東京の警視廳  
其他の地方官へ委任す

右奉 勅旨布告候事

○明治十四年十二月太政官第八拾號布告

本年九月四拾八號布告左之通り改正す  
違警罪の儀の本年第三拾六號布告に據り明治十五年一月一日より治安裁判所に於て裁判すべき處當分の内府  
縣警察署及び其分署に於て裁判せしむべし

右奉 勅旨布告候事

附録 終



明治十五年二月一日出版御届〔定價六錢〕

廣島縣廣島區八丁堀百三拾壹番邸

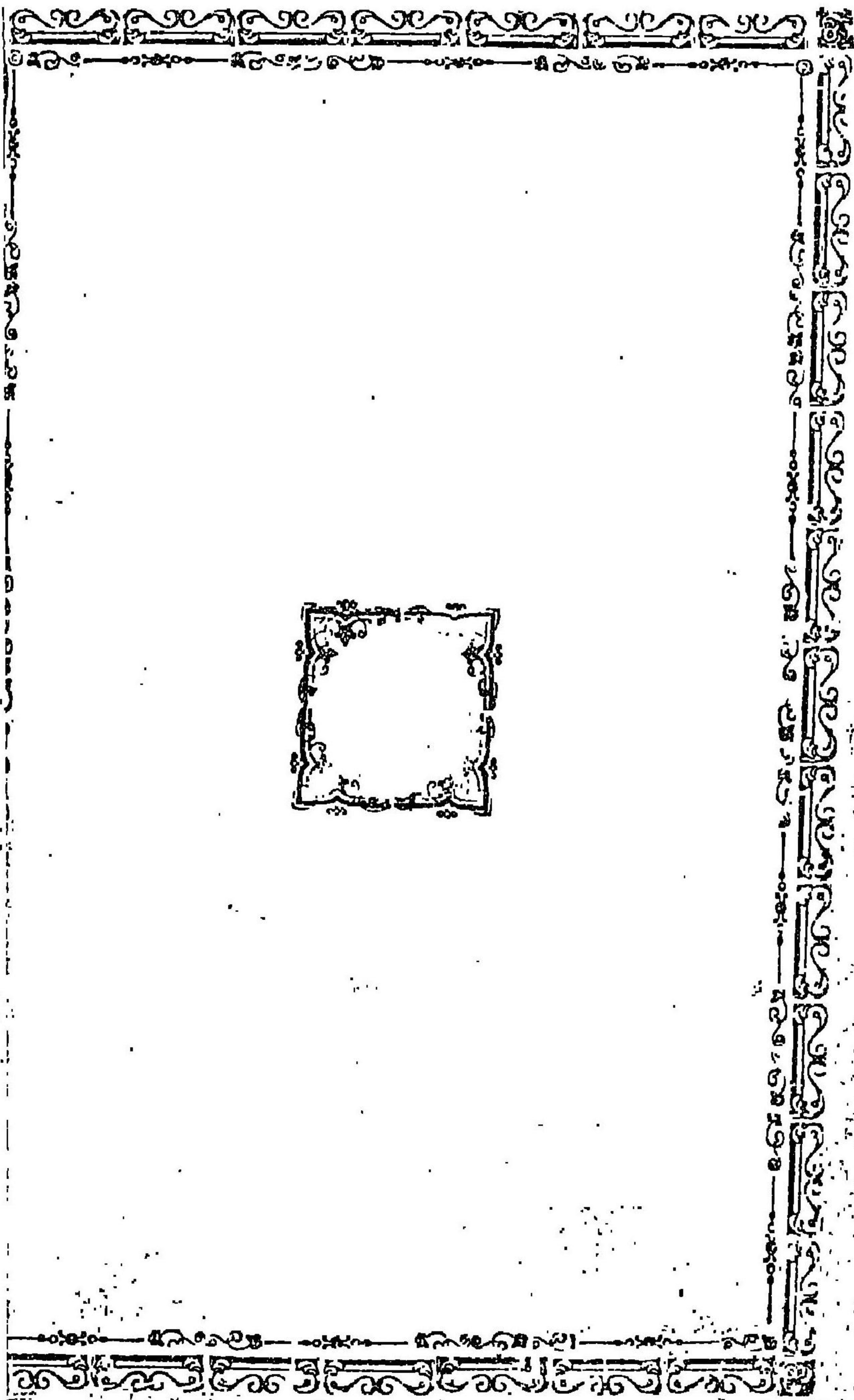
編輯兼 桑原照登  
出版人

賣 捌 所

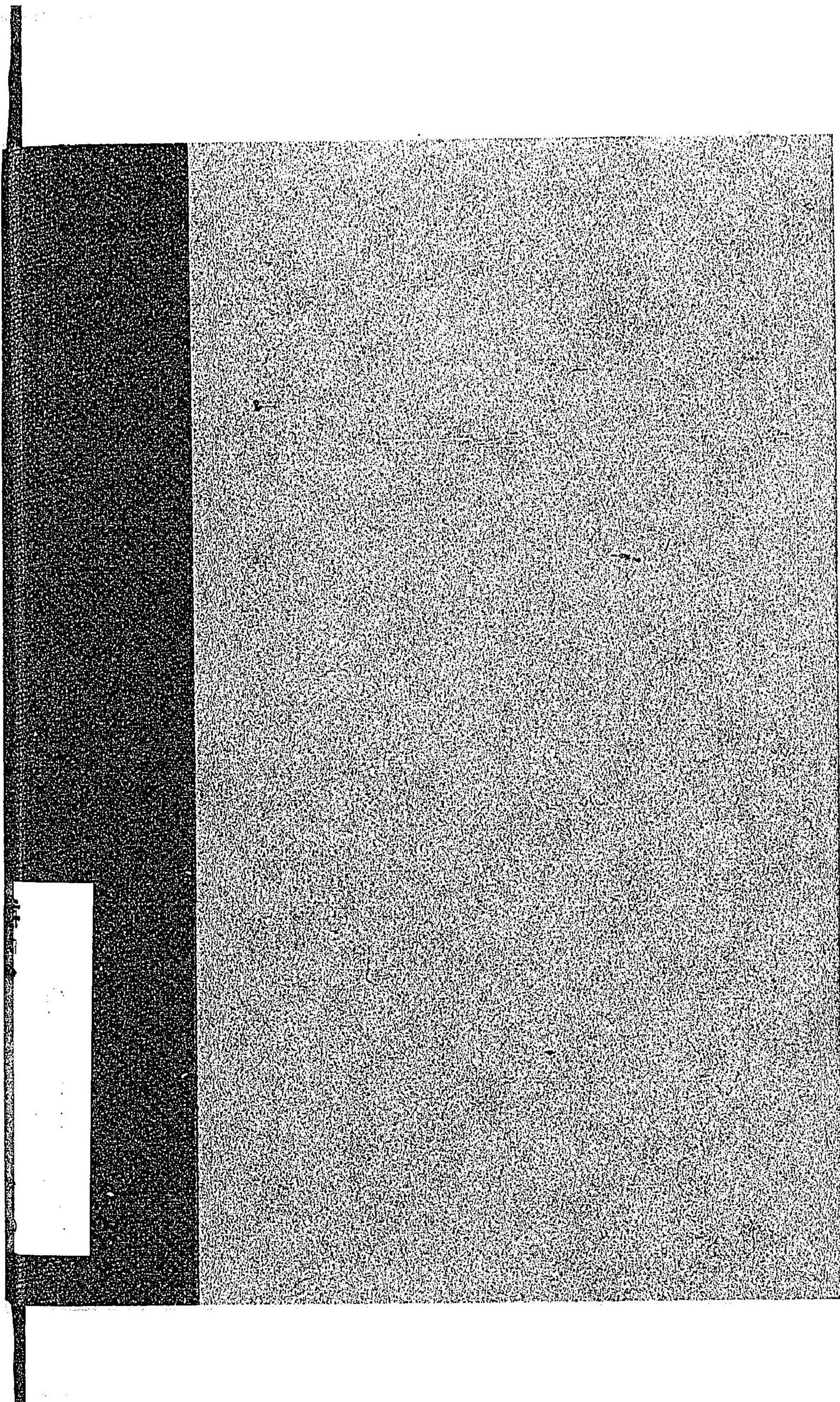
廣島區一丁目	松村善助
同 播磨屋町	以文社第一支店
同 堀川町	荒木豐次郎
同 播磨屋町	永田兼三
同 紙屋町	友田藤助
同 中島本町	兒玉伊兵衛
同 紙屋町	清水庫三郎
尾 道	以文社第二支店
同	三木半兵衛

福 山 整 理 社	同
同	同
三 次	以文社第三支店
同	水野彌三吉
賀茂郡四日市	對 碧 軒
豐田郡忠海	田 上 三 郎
高宮郡可部町	岡 島 詳 吉
三上郡庄原驛	板 倉 雄 作











特54

442

現行違警罪俗解

国立国会図書館

035970-000-2

特54-442

現行違警罪俗解

桑原 照登/編

M15

BBP-0581

